



令和 5 年 11 月 13 日
物流・自動車局保障制度参事官室

重度訪問介護事業者・居宅介護事業者の人材確保を支援 ～「介護者なき後」の不安解消を目指し、補助事業の公募開始～

国土交通省は、令和 5 年 11 月 13 日(月)より、自動車事故被害者の方が介護者なき後も安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、訪問系介護サービスを行う事業所の新設や開設後に必要となる人材確保に係る経費の支援を行う補助事業の公募を開始します。

- 自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を介護するご家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合(いわゆる「介護者なき後」)への不安が強く寄せられている一方、医的ケアを必要とする自動車事故被害者に対して訪問系介護サービスを提供する事業所の介護職員は厳しい人手不足の状況となっています。
- 国土交通省では、こうした声に応えるべく、自動車事故被害者の方が在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるようにするため、訪問系介護サービスを行う事業所の新設や開設後に必要となる人材確保、求人情報発信、研修等に係る経費の支援を行っています。
- 下記のとおり令和 5 年度実施分に係る第 3 次公募を開始しますのでお知らせいたします。
(制度詳細は別紙参照)

記

1. 補助対象事業者：自動車事故による重度後遺障害者が利用している、または利用の予定がある
①重度訪問介護事業所 又は ②居宅介護事業所
2. 補助上限額及び諸経費
 - ・ 開設(増設)初年度：300 万円
①人材雇用費 ②求人情報発信費 ③研修等経費
 - ・ 開設次年度以降：200 万円
①人材雇用費 ②求人情報発信費 ③研修等経費
3. 公募期間：令和 5 年 11 月 13 日(月) ～ 令和 6 年 1 月 9 日(火)
4. 応募方法等 詳細はこちら
(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000146.html)

■制度に関する問い合わせ先

物流・自動車局保障制度参事官室

担当 山本、福田、佐々木

電話：03-5253-8111(内線41418)、03-5253-8580(直通)

背景・概要

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方においては、引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいというニーズがある一方、医的ケアを必要とするような自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻です。

国土交通省では、いわゆる「介護者なき後」においても、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるようにするため、訪問系サービスを提供する事業者の新設や人材確保等への支援を行います。

補助制度について

新規・増設年度

開業準備段階や開業後障害福祉サービス等報酬を得られるまでの間における資金繰り等を支援

補助対象事業者

- ・重度訪問介護事業者
- ・居宅介護事業者

補助内容

- ①求人情報の発信に係る経費
※大手就職情報サイト等への掲載料等
- ②職業紹介手数料の支援
※転職エージェント・人材紹介会社の利用料
- ③研修等経費の支援
※重度訪問介護従業者養成研修 等
- ④介護職員の人材雇用に係る経費

補助率

1/2(利用予定者のうち自動車事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

補助上限額

上限300万円



開業次年度以降

対前年度比での賃金改善や求人広告費等を支援

補助対象事業者

- ・重度訪問介護事業者
- ・居宅介護事業者

補助内容

- ①求人情報の発信に係る経費
※大手就職情報サイト等への掲載料等
- ②職業紹介手数料の支援
※転職エージェント・人材紹介会社の利用料
- ③研修等経費の支援
※重度訪問介護従業者養成研修 等
- ④介護職員の人材雇用に係る経費
※厚労省の処遇改善加算等との併給調整を図った上で、一定額を支援

補助率

1/2(利用者のうち自動車事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

補助上限額

上限200万円

